

大学教育の分野別質保証委員会運営要綱

平成30年8月22日
日本学術会議第268回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、大学教育の分野別質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成32年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。